

資料

## 1. 芦屋市都市計画マスタープラン諮問書

芦屋市都市計画審議会  
会長 近藤 勝直 様

芦 都 計 第 5 8 4 号  
平成 2 9 年 2 月 1 6 日

芦屋市長 山中



芦屋市の都市計画に関する基本的な方針の変更について（諮問）

都市計画に関する基本的な方針の変更をしたいので、下記の事項についてご審議くださいますようお願いいたします。

なお、答申は平成29年2月23日までにお願いします。

記

諮問事項

諮問 第1号

芦屋市の都市計画に関する基本的な方針の変更（芦屋市決定）  
（芦屋市都市計画マスタープランの変更）



## 2. 芦屋市都市計画マスタープラン答申書

芦 都 計 審 第 4 号  
平成29年2月16日

芦屋市長 山中 健 様

芦屋市都市計画審議会  
会長 近藤 勝 直

平成29年2月16日付け、芦都計584号で諮問のあった件について、平成29年2月16日開催の芦屋市都市計画審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

### 記

諮問事項

諮問 第1号

芦屋市の都市計画に関する基本的な方針の変更（芦屋市決定）  
（芦屋市都市計画マスタープランの変更）

諮問に同意します。

### 3. 芦屋市都市計画マスタープラン策定（改訂）基本方針

#### 1) 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた市町村に関する基本方針である。今回の改訂に当たっては、本市のまちづくりの指針となる第4次芦屋市総合計画や阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などとの整合を図りつつ、芦屋市全体の将来像や土地利用、都市施設整備の在り方、地域別の整備方針などの一部改訂を行い、計画目標年次に向けた具体的な方針を示すものである。

#### 2) 計画策定の視点

少子高齢社会や財政上の課題を視野にいれながら、知性と気品に満ちた国際文化住宅都市を目指し、かつ、成熟した都市型社会に対応したまちづくり方針を策定する必要がある。

したがって、その方針を具体的に示し、市民と行政による参画と協働（パートナーシップ）のまちづくりを進めていかなければならない。策定に当たり考慮すべき視点を次に示す。

##### (1) 社会的な影響

- ア 少子高齢社会
- イ 自然環境の問題
- ウ 高度情報化社会
- エ 地方分権型社会
- オ 地方財政の逼迫

##### (2) 計画策定の視点

- ア 市民と行政による参画と協働のまちづくり
- イ ユニバーサルデザインのまちづくり
- ウ 芦屋らしい個性あるまちづくり
- エ 都市景観の形成
- オ 中心市街地の活性化
- カ 自然環境の保全と育成
- キ 震災を教訓としたまちづくり
- ク 永続性のあるまちづくり

#### 3) 計画の構成及び期間

##### (1) 構成

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」をもって構成する。

##### (2) 期間

- ア 基準年次については、平成12年とする。
- イ 目指すべき都市像及び基本方針については、おおむね20年（平成12年～平成32年）とする。
- ウ 施設整備方針及び再開発方針等の具体の基本方針については、おおむね10年（平成23年～平成32年）とする。
- エ 見直し期間については、おおむね5年ごととし、経年修正等の見直しを行う。



### (3) 内容

- ア 全体構想は、総合計画等を上位計画として、本市の目指すべき都市像、都市づくりの理念や整備方針を都市計画の観点から明示する。
- イ 地域別構想は、全体構想の方針に基づき、本市の各地域における現状、将来像、まちづくり方針について明示する。

## 4) 計画の基本方針

### (1) 基本理念

第4次芦屋市総合計画の基本理念を踏まえつつ、「都市づくりの理念」、「将来の目指すべき方向」を示し、将来の都市像を明確化する。

### (2) まちづくりの目標

まちづくりの整備方針として、「土地利用の方針」、「都市施設整備の方針」、「自然環境保全及び都市環境形成の方針」、「都市景観形成の方針」、「市街地及び住宅地整備の方針」、「都市防災の方針」、「福祉のまちづくり方針」「市民と行政による参画と協働のまちづくり」を定め、これを目標とする。

### (3) 諸計画及び上位計画等との関係

- ア 「国土利用計画」、「都市計画区域マスタープラン」等の国及び県の計画に即す。
- イ 「第4次芦屋市総合計画」に即す。
- ウ 芦屋市が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即したものでなければならない。

## 5) 策定体制

### (1) 事務局

都市計画を担当する課が全般の調整及び庶務を司る。

### (2) 都市計画審議会

都市計画を担当する課が、学識経験者、市民代表及び市議会議員で構成された都市計画審議会へ進捗状況等の説明を行うとともに、必要に応じて意見を伺う。

また、都市計画審議会へ原案を諮問し、答申をいただく。

## 6) 策定の原則

### (1) 都市計画マスタープラン見直し原案の作成

事務局は、各課との協議・調整（現行計画の進捗評価）を行い見直し素案を作成する。次に関係機関との協議、市民からの意見集約等を踏まえ、芦屋市都市計画審議へ報告を行い、都市計画マスタープラン見直し原案として作成する。

### (2) 関係機関との協議

事務局は、見直し素案に関して、兵庫県等と協議するものとする。

### (3) 芦屋市都市計画審議会へ諮問・答申

都市計画審議会で芦屋市都市計画マスタープラン見直し原案を審議する。

### (4) 芦屋市都市計画マスタープランの策定

都市計画審議会の答申を受けて市長が決定する。

(5) 公表

事務局は、都市計画マスタープランを関係機関に通知するとともに、速やかに公表しなければならない。



#### 4. 芦屋市都市計画マスタープラン改訂の経過

平成  
27  
↳  
28  
年  
度

##### 関係各課照会

- 各課照会（平成 28 年 2 月～5 月）
- 各課個別ヒアリング実施（平成 28 年 5 月上旬）
- 平成 28 年度第 1 回芦屋市都市計画審議会 報告（平成 28 年 5 月 23 日）

##### 見直し素案の作成

- 各課確認（平成 28 年 9 月～10 月）
- 県協議（平成 28 年 10 月中旬～12 月中旬）
- 平成 28 年度第 3 回芦屋市都市計画審議会 報告（平成 28 年 11 月 9 日）
- 議会報告＜建設公営企業常任委員会＞（平成 28 年 12 月 5 日）
- パブリックコメント（平成 28 年 12 月 26 日～平成 29 年 1 月 25 日）

##### 見直し原案の作成

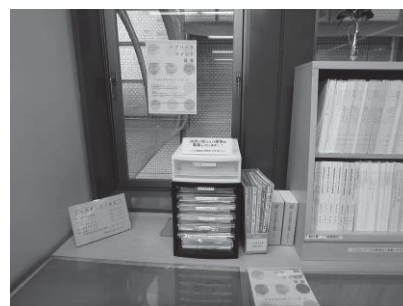
- 平成 28 年度第 4 回芦屋市都市計画審議会 諮問・答申（平成 29 年 2 月 16 日）
- 議会報告＜建設公営企業常任委員会＞（平成 29 年 2 月 22 日）
- 芦屋市の都市計画に関する基本的な方針の変更（平成 29 年 3 月 31 日）

##### 市民への周知及び関係機関への報告

- 市民・関係機関：ホームページ等（平成 29 年 3 月 31 日～）

## 5. 都市計画マスタープラン市民意見等の集約

- 市素案の閲覧 (1) 期間 平成 28 年 12 月 15 日から平成 29 年 1 月 25 日まで  
(2) 場所 市役所（北館 1 階行政情報コーナー，東館 2 階都市計画課），ラポルテ市民サービスコーナー，市民センター（公民館図書室），図書館本館，保健福祉センター，市民活動センター（リードあしや），潮芦屋交流センター，市ホームページ
- 市民意見 (1) 期間 平成 28 年 12 月 26 日から平成 29 年 1 月 25 日まで  
(1 ヶ月間)  
(2) 意見 7 人・16 件







## 6. 芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和 26 年 3 月 3 日  
法律第 8 号

(目的)

第 1 条 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第 2 条 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画(以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。)は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 項に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業(以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。)は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第 3 条 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市が執行する。

2 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第 4 条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第 1 条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、この事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第 5 条 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 28 条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第 6 条 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するように努め、少なくとも 6 箇月ごとに、国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年 1 回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第 7 条 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の芦屋特別都市計画事業は、これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。

3 この法律は、日本国憲法第 95 条の規定により、芦屋市の住民の投票に付するものとする。

附 則(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号)

この法律(中略)は、新法の施行の日(昭和 44 年 6 月 14 日)から施行する。(後略)

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

この法律(中略)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。(後略)